

## 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

パナソニックエンターテインメントアンドコミュニケーション株式会社

1. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。  
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業  
⑥総会屋 ⑦社会運動標ぼうゴロ ⑧政治活動標ぼうゴロ ⑨特殊知能暴力集団 ⑩その他前各号に準ずる者
2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。  
①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係  
②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係  
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係  
④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係  
⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。  
①暴力的な要求行為  
②法的な責任を超えた不当な要求行為  
③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為  
⑤その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。  
①下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと  
②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
5. 当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は義務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
6. 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

※氏名・生年月日等の個人情報について、当社の個人情報保護方針に従い適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。